

社会・環境部会セッション

「社会との約束事」としての安全目標は、いかにして可能か？

Safety Goals as a "Social Contract"

「どれくらい安全ならば十分に『安全』といえるのか？」（“How safe is safe enough?”）——安全目標の策定とは、端的に言えば、この問いかけに答えようとする努力である。この問いに含まれる「十分に」という部分は、科学的・技術的な論理を基礎としつつもそれのみでは答えることができず、原子力を利用しようとする者、その便益を享受する者、負の影響を受ける者らの「思い」を適切に踏まえた上での「価値判断」が要請される、という含意を持つ。そのため、安全目標を策定し適用していく過程においては、社会との「対話」や「コミュニケーション」が必要であることが、しばしば指摘されてきたところである。

我が国では、2003年12月に原子力安全委員会が「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」（以下、「中間とりまとめ」）を公表しており、同報告には「安全目標の策定及び適用に至る各段階で、安全目標の目的や内容、適用法等について、広く社会と対話を続けていくこと」という記述がある。実際、「中間とりまとめ」の策定過程では公開パネル討論会を2度実施し、社会に対して安全目標について問いかけようとする試みが行われた。しかし、「中間とりまとめ」の公表後は、そのような取組が積極的に行われた形跡は見当たらず、安全目標そのものも「目標案」のままとされてきた。

福島原子力事故後の2013年4月、新設された原子力規制委員会は、「安全目標に関し前回委員会（平成25年4月3日）までに議論された主な事項」を決定した。この「決定」では、「中間とりまとめ」の議論を基礎としつつも放射性物質の放出量と頻度に関する指標の追加を示唆するなど、目標のあり方に重要な見直しを加えられているが、その議論の過程がひろく社会に対して開かれていたとは言い難い。一方、最近の司法判決において、「原子力利用に係る受容可能な危険性の程度に関する議論については、今後も引き続き、原子力規制委員会内部のみならず、国会その他社会各層で議論を進めていくことが望ましい」との文言が盛り込まれているように、事故後の我が国においては、安全目標や原子力のリスクをめぐる社会的議論の必要性が一層高まっていることを認識させられる。

では、安全目標についてどのように「社会」について考慮し、どのようなプロセスで議論を進めていけば良いのだろうか。リスク管理において目指すべき目標であると同時に、「社会との約束事」としての安全目標は、いかにして可能となるのか。本セッションでは、まず、原子力利用に関わる諸主体のリスク管理の役割ないし責任はどうあるべきかという点に立ち帰り、改めて安全目標について検討を行う。さらに、リスク分析に社会の視点をどう織り込むかという観点から議論を行い、今後の我が国における原子力リスクならびに安全目標をめぐる公共的な議論に資することを目指す。